

平成 26 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 27 年 3 月 6 日 (金) 14 時 00 分～16 時 15 分
場 所 : 岸記念体育会館 2 階理事・監事室
出 席 者 : 坂本本部長、山井、住谷、三屋の各副本部長
佐藤、安中、高山、大西、岡、椿、川田、中村、野田、望月、佐々木、
神谷、富田、宗像、工藤の各常任委員
(委 任) 奥野、原の各常任委員
委員総数 21 名、うち出席 21 名 (委任 2 名を含む)
※常任委員の長尾英宏氏が平成 27 年 3 月 2 日に逝去されたため、委員総数は 21 名となっている。
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
(事務局) 西田事務局次長、小林部長、菊地課長 他少年団課員 7 名

議事に先立ち、佐賀県スポーツ少年団本部長の川久保健児氏、常任委員の長尾英宏氏のご冥福をお祈りし、黙祷。

坂本本部長からの挨拶の後、本部長を議長として、議事に入った。

<議案>

(1) 平成 26 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

3 月 7 日開催の第 2 回委員総会は、資料の次第案に基づき 4 点の議案、4 点の報告事項にて取り進めることについて諮り、これを承認。

(2) 東日本大震災に伴う対応について

平成 23 年度から東日本大震災に伴う対応として実施しているスポーツ少年団登録の特別措置「みなし登録」について、岩手県、宮城県、福島県の当該 3 県に対して、平成 27 年度の特別措置の希望対象地域の調査を実施した。その結果、平成 26 年度と同様、岩手県下 12 市町村、宮城県下 13 市町および 2 地区、福島県下 10 市町村および 2 地区を対象地域としたい旨の回答があったことを踏まえ協議を行い、平成 27 年度も回答のあった地域を対象として、みなし登録を実施することについて諮り、これを承認。なお、平成 28 年度以降の対応については、当該 3 県での活動状況等を確認しつつ、日本体育協会全体の取組みも踏まえ、改めて協議することとした。

(3) 日本スポーツ少年団設置規程の改定について

役員任期の変更及び決議方法の新設に関する日本スポーツ少年団設置規程の改定について諮り、原案の通り承認された。

日本スポーツ少年団役員の任期については、日本体育協会の他の諮問委員会や専門委員会とあわせ、選任後 2 年以内の日本体育協会定時評議員会の終結の時までに変更。また、委員総会の決議方法として、「緊急を要する事項については、議案に対する委員総会構成員

の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって委員総会の賛成決議に代えることができる。」を新たに設けることとした。

なお、設置規程の改定は、日本体育協会理事会で最終決定となることから、3月11日開催の日本体育協会理事会に付議することとなった。

(4) 日本スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について

平成28年度からのWeb登録に向けた規程類の整備として、日本スポーツ少年団登録規程の改定について諮り、これを承認。

なお、平成27年3月6日付で改定し、1年間の周知期間をもって、平成28年4月1日からの施行とした。

(5) 平成27年度日本スポーツ少年団事業計画及び予算について

平成27年度の実業計画案については、昨年5月開催の平成26年度第2回常任委員会及び第1回委員総会において承認を得て、承認された事業計画に基づく予算編成は坂本本部長一任としていた。その後、補助金要望に伴う変更、専門部会での協議結果等を踏まえ、日本体育協会です体的な調整を行った平成27年度事業計画及び予算について説明。

【事業計画の主な変更点】

- ① 「1.指導者養成・研修」の「5)幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会(仮称)」は、平成26年度に作成した「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を全国に普及させるため、新規事業として、全国9会場で実技指導を含めた研修会を実施する。参加者は、スポーツ少年団関係者、公認スポーツ指導者、総合型クラブ関係者、幼稚園等の教員、教育委員会関係者など、各会場200名程度を予定。
- ② 「4.国内交流活動」の「第39回全日本少年サッカー大会決勝大会」は、平成26年度までは8月に静岡県で開催されていたが、平成27年度からは12月に鹿児島県で開催。
- ③ 「5.国際交流活動」の「3)及び4)2015年日独スポーツ少年団指導者交流」について、平成27年度に来日するドイツ団のメンバーは、ドイツスポーツユース役員・関係者で最大10名となる予定。現在、ドイツ役員来日に呼応する対応として平成29年度に日本からの役員派遣を予定しているが、正式な日本からの役員派遣の実施については、平成29年度の事業計画を審議する際に改めて諮ることとする。

【予算】

平成27年度から日本体育協会の公益目的事業会計区分が見直しとなることに伴い、従来の「公1～公9」の9区分から、「公1(国民スポーツ推進事業)」の1区分に変更。

<収入の部>

- ① 「1.登録料収入」は、平成26年度の登録者数から推測した減少幅を勘案し、1千1百66万円減の3億4千6百34万円。

- ②「2.事業収入」は「協賛金」が2百5万2千円減となることを見込み、全体で2百13万8千8百円減の8千1百34万4千円。
- ③「3.補助金等収入」は、各補助先等への要望額を取りまとめた結果、6百48万6千円増の1億7千6百20万7千円。
- ④「4.事業負担金収入」は、前年同額の2千3百28万7千円。
- 以上、収入合計額は、平成26年度予算額に対し、7百31万2千8百円減の6億2千7百17万8千円。

<支出の部>

- ①「1.指導者・リーダー養成・研修」は、「(2) 認定員(スポーツリーダー)養成講習会」のコース数増、「(8) 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会」が新規事業となり、合計で1千76万2千円減の1億1千5百52万8千円。
- ②「2.指導者協議会」と「3.少年団顕彰」については、平成26年度と同額を計上。
- ③「4.国内交流」は、平成26年度と同様の事業を計上。
- ④「5.国際交流」は、「日独指導者セミナー」が「日独スポーツ少年団指導者交流」に代わり、「日中青少年スポーツ交流」は団員、指導者とも受入の年にあたることから、それぞれ必要経費を計上し、合計で18万6千円増の7千1百60万5千円。
- ⑤「6.広報出版」は、各種作成物を平成26年度同様に作成するが、ホームページの改修費を減額し、2百40万円減の8千66万1千円。
- ⑥「7.研究調査」は、第9次育成5か年計画の遂行にあたり、必要な経費を計上しているが、平成26年度に実施した各種アンケート調査経費分が減額となり、4百13万8千円減の4百96万2千円。
- ⑦「8.スポーツ活動サポートキャンペーン」は、平成26年度とほぼ同額を計上。
- ⑧「9.組織整備強化」は、平成26年度と同様の配分基準にしているが、登録者数の実質減が見込まれることに伴い、比例配分額が減となることから、1百73万5千円減の1億3千4百42万6千円。
- ⑨「10.登録認定関係」は、平成28年度からのWeb登録システムの開発経費を計上しているため、6百95万9千円増の3千9百11万2千円。
- ⑩「11.運営諸費」は、平成26年度とほぼ同額を計上。

以上、支出合計額は平成26年度予算額に対し、8百85万9千720円減の6億2千5百35万5千円。収入から支出を引いた収支差額は、1百82万3千円。

なお、各種補助金・助成金については要望額を計上しており、今後変動する可能性があること、また、事業計画及び予算は3月11日開催の日本体育協会の理事会並びに3月25日開催の同臨時評議員会で、日本体育協会全体の事業計画及び予算として、承認を得ることを説明の後諮り、これを承認。本件については3月7日開催の委員総会に付議することとした。

(6) 平成 29 年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地について

平成 29 年度に開催する第 55 回全国スポーツ少年大会は北信越ブロックの新潟県、第 40 回全国剣道交流大会は関東ブロックの東京都、第 15 回全国バレーボール交流大会は関東ブロックの群馬県、第 39 回全国軟式野球交流大会は東北ブロックの宮城県で実施することを承認。

なお、本件については、3 月 7 日開催の委員総会に付議することとした。

(7) 第 42 回日独スポーツ少年団同時交流日本団について

日本派遣団の編成については、従前同様の規模を予定しており、また、派遣候補者については現在募集期間中であることから、7 月 31 日～8 月 17 日の日程でドイツに派遣する日本団の団長団の人選及び日本団派遣候補者の内定については本部長に、また決定については本部長並びに今後選任される日本団団長に一任することについて諮り、これを承認。

(8) 2015 年日独スポーツ少年団指導者交流日本団について

今後の事業実施の準備をスムーズに取り進めるために、日本派遣団の「団長・総務の人選」、「派遣団員の第 1 次選考である書類審査による内定行為」及び「事前研修会での第 2 次選考による正式決定」の 3 点について本部長及び活動開発部会長に一任することについて諮り、これを承認。

<報告事項>

(1) 平成 26 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について

議長から資料に基づき報告。

(2) 日本スポーツ少年団「第 9 次育成 5 か年計画」の進捗状況について

平成 24 年 4 月から取り組んでいる日本スポーツ少年団「第 9 次育成 5 か年計画」の第 3 年次の進捗状況について、特に都道府県・市区町村・単位団に協力を依頼する項目に関し、以下の通り報告。(各番号は施策項目の番号を表す)

○「1.組織の整備強化」

(1) 市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化

市区町村スポーツ少年団の実態を把握するため、笹川スポーツ財団との共同研究により、全市区町村スポーツ少年団を対象としたアンケート調査を実施した。報告書を各都道府県スポーツ少年団に配布、ホームページでも報告書データを公開している。

(3) 登録システムの改善

公認スポーツ指導者登録管理システムとの統合を視野に入れた Web 登録システムを開発している。平成 28 年度からの運用開始をめざし、平成 26 年度中に仮システムを稼働させ、

一部地域において仮システムを使った平成 27 年度登録の試運用を行い、システム面・運用面における課題の抽出・改善を行うこととしている。

○「2.指導者・リーダーの養成および指導体制の拡充」

(1) 指導者の資格取得促進及び女性指導者の拡充

「①各単位団複数有資格者の配置及び」「②全国競技別交流大会等参加指導者の有資格条件化」については、すでに関連規程を改定し、平成 27 年度から実施する。

(2) 指導者の研修促進

指導者に対する研修事業拡充の一方策として、平成 25 年度から、「日本スポーツ少年団 LIVE ON SEMINAR」を実施しているが、平成 27 年度は、「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を活用して、その内容をさらに充実させる予定としている。

(5) 育成母集団の活動の充実

笹川スポーツ財団との共同研究により「育成母集団の活動実態調査報告書」を取りまとめ、平成 26 年度中に都道府県スポーツ少年団に配布するとともに、報告書データをホームページで公開する予定としている。

○3.活動の充実

(2) 団員の加入及び継続活動充実

①新規団員の獲得

平成 26 年度に設置した「青少年スポーツ振興プロジェクト」を中心に、団員減少の要因分析を進めることとしている。なお、団員減少の要因を把握するため、平成 27 年度中に「スポーツ少年団登録数の増減に関する要因調査」を実施する予定としている。

③幼児加入のための条件整備

「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の冊子を全単位団に配布し、副教材として作成したパソコン、スマートフォン、タブレット端末でも視聴できるデジタルコンテンツと併せ、指導現場での活用を促していくこととしている。指導者だけでなく、育成母集団やリーダーも本プログラムを通じて積極的に団活動に関われるよう、平成 27 年度に全国 9 会場で普及促進のための講習会を新規事業として実施する予定としている。

④障がいのある子どもたちの加入促進

笹川スポーツ財団との共同研究により「単位団における障がいのある子どもの参加実態調査報告書」を取りまとめ、平成 26 年度中に都道府県スポーツ少年団に配布するとともに、報告書データをホームページで公開する予定としている。

(3) 地域スポーツクラブとしての発展

平成 25 年度に「スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ連携促進実務者会議」を計 4 回開催し、連携策を講じるための意見交換を実施。結果、具体的な取り組みを行うには至っていないが、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組みの中で、今後スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの登録制度を含めた連携体制について検討していくこととする。

(7) PR 活動の充実・強化

「①効果的 PR 方法の実施」及び「②単位スポーツ少年団の広報活動への支援」については、「スポーツ少年団広報 PR 計画」にもとづき、ホームページや広報物などの充実、また、各種需品や制定品などの見直しを行っている。これに伴い、これまで株式会社ホットラインが取扱っていた需品・制定品などについては、平成 27 年 4 月から、日本体育協会のオフィシャルサプライヤーである RHトラベラー株式会社が販売・頒布を行うこととなった。

<主な意見等>

- ・佐藤委員 育成母集団の名称を変更するのか。
- ・事務局 現在、名称の変更は考えていない。アンケート調査の結果、74%は「今のままでよい」との回答があり、育成母集団という名称は浸透していると考える。

(3) 平成 26 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

各ブロックとも開催主管県の協力により予定通り終了した。会議では、「平成 27 年度日本スポーツ少年団事業計画及び予算」について協議し、大筋で了解が得られたこと、また、「日本スポーツ少年団第 9 次育成 5 か年計画の進捗状況」等に関する多くの意見を得て、各専門部会で検討を行っている旨を報告。

(4) 第 37 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び第 12 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会における感謝状の贈呈について

3 月下旬に開催する第 37 回全国剣道交流大会及び第 12 回全国バレーボール交流大会の開催に伴い、次の協力団体に感謝状を贈呈することについて報告。

<第 37 回全国スポーツ少年団剣道交流大会>

- ・公益財団法人埼玉県剣道連盟
- ・埼玉県立武道館

<第 12 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会>

- ・福島市
- ・福島県バレーボール協会
- ・福島県小学生バレーボール連盟

(5) 専門部会等報告について

第3回常任委員会以降に開催した各専門部会及びプロジェクト等の協議内容について、以下のとおり報告。

なお、各専門部会の協議内容のうち、本常任委員会における議案、報告事項については報告を省略した。

【指導育成部会】

昨年12月16日及び本年2月19日に開催した第3回及び第4回の指導育成部会の内容について富田部会長より報告。

「日本スポーツ少年団顕彰要綱」に関して、野田委員より上程のあった「日本スポーツ少年団顕彰要綱及び同施行基準を改定し、指導者表彰の条件として有資格者であることを加えること」について協議を行った。顕彰の主旨を考慮すると、あくまでも当該者の功績に対して顕彰するものであることから、資格の有無を顕彰の対象条件にするのではなく、各級スポーツ少年団が「功績」を判断・評価する際に、資格の有無も指標の一つとして、現状のように常識的に用いられることが望ましいと判断し、規定の改定は行わず現行のまままで運用することとした。

【広報普及部会】

昨年12月2日及び本年2月24日に開催した第3回及び第4回の広報普及部会の内容について住谷部会長より報告。

①第9次育成5か年計画「広報PR計画」に基づく具体策として、少年団関係者に広く活用いただけるホームページの展開に関する取り組みを実施した結果、本年度目標の、1単位団が1ヶ月に約1.5回のホームページ閲覧、総計閲覧数60万回を達成した。

今後も、ホームページの情報発信ツールとしての役割を強化するとともに、少年団の活動についての理解を促すようなホームページの改修・更新を行うこととする。

②日本スポーツ少年団の需品・制定品については、Web販売は4月1日ホームページを公開、紙媒体のカタログは5月10日発行の情報誌「Sports Japan」5～6月号と併せて単位団代表指導者に配布予定。

【活動開発部会】

昨年12月18日及び本年2月13日に開催した第3回及び第4回の活動開発部会の内容について高山部会長より報告。

①「日独スポーツ少年団次期国際交流協定書」について、ドイツ側から次期の協定については4年間ではなく6年間としたい旨の要望があり、過日開催されたブロック会議の事務担当者分科会において協定期間の延長を行った場合の影響について、各県の意見の聞き取りを行った。結果として、影響があまり出ないということが確認できたため、活動開発部会にて協議を行い、ドイツ側の要望を受入れることとした。

また、協定書の中に新しく「本協定については両国の協議のもと、内容を変更することができる。」の文言を記載することとし、両国の実施状況を踏まえながら、協定期間内でも柔軟な対応ができるようにした。

- ②「青少年保護方針の導入に関する確認事項」について、現在、確認事項として定めている「青少年保護方針」については、次期協定より正式に協定内容として取り入れることとしている。内容に関しては、現在の内容から大きく変更する点はない。なお、「民泊家庭への事前研修に関する基準」に関しては、ドイツ側との協議では、予防的措置の側面から現状の通り記載することとしており、努力目標とすることを確認。
- ③「平成 28 年度からの組織整備強化事業費の割り当てについて」について、平成 28 年度からの Web 登録システムの導入により、これまで組織整備強化事業費の中で配分していた、「登録入力費」の配分が必要無くなるため、それに代わる新たな配分基準について検討を行った。今後も協議を進め、平成 27 年度 5 月開催の事務担当者会議の際には配分基準案として公表する予定。

(6) ブロック報告について

特になし。

(7) その他

- ・平成 27 年度日本スポーツ少年団常任委員会及び委員総会の開催日程について
平成 27 年度 5 月までの会議開催日程を報告。

上記報告事項について、いずれも了承された。

<協議事項>

(1) スポーツ少年団登録者処分基準の作成について

平成 26 年 11 月開催の第 3 回常任委員会及び平成 27 年 1 月から 2 月に開催の平成 26 年度日本スポーツ少年団ブロック会議において示した処分基準案から、各都道府県からの意見を踏まえて修正した内容について説明し、協議を行った。

なお、本基準案については、更に都道府県スポーツ少年団を通じて市区町村スポーツ少年団等関係者の意見も聞きながら、平成 27 年度中の施行を目指すことについて了解を得た。

<主な意見等>

- ・川田委員 処分の対象とされる事案があがってきた場合、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団のどこが第一義に対応するのか。
- ・事務局 まずは当事者間での解決を第一義とするが、当事者間での解決が困難な場合、必要に応じて市区町村→都道府県→日本の順に対応する。

- ・川田委員 基準案に記載のある処分決定機関として、公正な判断ができるスポーツ少年団との記載があるが、公正な判断ができるスポーツ少年団の基準はあるのか。
- ・事務局 市区町村スポーツ少年団の関係者が事案の当事者となっている場合等は、公正な判断に基づいた決定に支障をきたす可能性があるため、段階的に都道府県スポーツ少年団、または日本スポーツ少年団が処分決定機関になるとの意味合いである。
- ・川田委員 県の競技別交流大会や全国規模の事業で問題が起こり、単位スポーツ少年団間で解決が見込めない場合は、第三者の立場から都道府県スポーツ少年団が判断を行うのか。
- ・事務局 市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団と段階を追って、第三者の立場で問題を取り扱うことを想定している。
- ・岡委員 通常の単位団活動で発生した軽微な問題については基準案を適用すると考えるのではなく、当事者間での解決を促していくように考えるのがよいと思う。

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたスポーツ少年団の取組みについて

スポーツ少年団創設の原点に立ち返り、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ少年団活動を通じてオリンピックムーブメントの推進に取り組み、平成27年度以降は全体計画及び事業計画を作成することについて了解が得られた。

(3) 団員減少への対応について

スポーツ少年団登録団員数の減少への対応として、平成27年度に、青少年スポーツ振興プロジェクトと専門部会が連携し、団員減少の要因分析を行い、対応策を検討することが了承された。具体的には、笹川スポーツ財団との共同研究により、複数年にわたる各都道府県の競技別の登録状況を分析し、その分析結果を基に各都道府県へ減少要因の調査を実施することとなった。

<主な意見等>

- ・椿委員 育成母集団の実態を把握した上で見直しをしなければ、スポーツ少年団活動の根本的な解決には至らない。
- ・工藤委員 スポーツをしている子どもの中でスポーツ少年団に加入していない子どもの割合とその理由を明確にしてはどうか。
- ・神谷委員 潜在的なスポーツ人口を発掘するための具体的な提案をスポーツ少年団から行ってはどうか。
- ・大西委員 勝利至上主義に傾倒し、スポーツ少年団に登録しない団体が増えているが、スポーツ少年団の理念をいかに浸透させるか、検討する必要がある。
- ・望月委員 スポーツ少年団の実施種目ごとに、どの程度団員が減少しているかなど、詳

細な分析が必要である。

- ・佐々木委員 スポーツ少年団の理念を踏まえ、子どもの心を育むことができる指導者の育成が必要である。
- ・事務局 これまでの登録状況を各都道府県別、各競技別に数年にわたって分析し、その傾向を出した上で、各部会において協議いただきたいと考えている。

協議事項については以上。16時15分終了。